

同居を応援します！

8

九重町多世帯同居リフォーム支援事業

- 内 容**／子どもを安心して生み育てられ、高齢者が安心して暮らすことのできる住環境を創出するため、新たに多世帯で同居するために必要となる改修工事について補助金を交付するもの。
- 対 象**／新たに多世帯同居を開始する方で、補助金の交付を受けてから60日以内に同居を行う方。助成内容における補助対象経費が30万円以上であること。
- 助成内容**／〔補助対象経費〕玄関の改修工事、浴室及び脱衣所の改修工事、便所の改修工事台所の改修工事や増改築などの同居のために行う工事
〔補助金の額〕補助対象経費の2分の1以内 上限100万円
- 手 続 き**／①事前問い合わせが必要です。
②受付期間：令和6年4月1日～令和6年12月27日
※令和7年3月31日時点で工事が完了している必要があります。
③提出書類または申請に必要なもの
補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書（町内在住者）、居住地における完納証明書（町外在住者）、世帯員全員の住民票（町外在住者）、工事にかかる図面の写し、工事にかかる見積書の写し
④注意点：・予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。
・工事は町内業者で、事前着工は認められません。

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807

定住促進を応援します！

9

九重町民間賃貸住宅家賃助成事業

- 内 容**／新たに賃貸住宅（空き家含む）で暮らし始めた方へ、家賃の助成を行います。民間賃貸住宅の活用を図ることで、一層の定住促進を目指していきます。
- 対 象**／〔対象者〕
①平成20年4月1日以降、新たに民間賃貸住宅（空き家含む）に入居した方で定住意思のある方
②親等以内との賃貸借契約でないこと
③申請者及び同居人が過去にこの制度による家賃助成を受けていないこと
※ただし、36ヶ月の助成期間内であれば、その残存期間については助成します。また、助成期間内の家族の増員による転居の場合は、それまで制度を受けていた方のうち、残存期間の一番短い方を申請者としてします。
④申請者及び同居人が町内に住所を有すること
⑤町税等の納付義務者にあつては、完納している方 ※申請時点で滞納がない方。
〔対象住宅〕
①九重町内の民間賃貸住宅（空き家を含む）
※町営住宅、県営住宅など公的賃貸住宅及び社宅、寮、公務員住宅等の給与住宅を除く
②入居する住宅の家賃額（※注）が次に該当する住宅
単身世帯…月額家賃額30,000円以上、同居世帯…月額家賃額45,000円以上
※管理費、共益費、駐車場使用料等、住宅そのものの賃貸料と認められないものを除く
③入居する住宅の住戸専用面積が下記を満たしていること。
・単身世帯の場合…18㎡以上 ・同居世帯の場合…40㎡以上
- 助成内容**／〔助成金額〕・単身世帯の場合…実質家賃額の2分の1（10,000円を限度）
・同居世帯の場合…実質家賃額の2分の1（15,000円を限度）
※実質家賃額＝月額家賃－住宅手当等額
〔助成期間〕最大36ヶ月間 ※ただし、期間内の転居の場合は残存期間も助成します。
- 手 続 き**／申請の受付は、9月と3月です。下記の書類を添えて行ってください。
・4月～9月分に係る助成金交付申請書…当該年度9月中
・10月～3月分に係る助成金交付申請書…当該年度3月中
〔提出書類〕
交付申請書、交付請求書、町税等納付状況等調書、居住期間証明及び家賃受領確認書、住宅手当等支給状況証明書、誓約書、賃貸契約書の写し

申込み・お問い合わせ まちづくり推進課 地域振興グループ ☎76-3807

定住促進を応援します！

10

空き家活用定住促進事業

内 容／町内の空き家の有効活用により定住促進並びに地域活性化を図るため、本町に空き家を所有する者が空き家を賃貸の用に供する目的及び本町に定住しようとする者が住宅を確保する目的に必要な費用に対し、予算を定めるところにより補助金を交付するものです。

対 象／対象者は、九重町空き家バンクを介して売買及び賃貸契約をした者とし、この補助金の交付を申請した日において、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 町税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者（同一世帯員を含む）
- (2) この補助金の交付を受けてから10年以上空き家所有者においては当該物件を第三者（三親等以内の親族でないもの）に賃貸し、空き家利用者においては本町に定住する者。
- (3) 補助を受けようとする空き家に対して、他の制度による補助金の交付等を受けていない者。
- (4) 補助を受けようとする者は、売買及び賃貸契約後1年未満の者。
- (5) 移住応援給付金を受けようとする者は、県内の市町村内に住所を有していない者。

助成内容／〔家財処分補助〕

- ・ 空き家の所有者等が賃貸や売買を行うために家財等の不要物を処分する費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：10万円

〔所有者改修補助〕

- ・ 空き家の所有者が賃貸を行うために修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：100万円

〔利用者改修補助〕

- ・ 空き家に入居しようとする者が必要な修繕や増築を行う費用に対する補助（工事費が30万円以上となるもの）
- ※ 売買のみ
- ・ 補助率：3分の2以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：200万円

〔移住応援給付金補助〕

- ・ 大分県外からの引越費用に対する補助
- ・ 補助率：10分の10以内（1,000円未満切捨て）
- ・ 限度額：20万円（子育て世帯には定額10万円加算）

手 続 き／①事前問い合わせが必要です。

②受付期間：令和6年4月1日～令和6年12月27日

※改修工事等の工期があるものに関しては、令和7年2月28日時点で工事が完了している必要があります。

③提出書類または申請に必要なもの

補助金交付申請書、誓約書、町税等納付状況調書

※その他に申請する項目によって必要書類が異なりますので、問い合わせの際にご確認ください。

④注意点：・ 予算の定める範囲内になりますので、申請を受け付けられないこともあります。

・ 工事は町内業者で、事前着工は認められません。

住宅建築の木材購入の一部を助成します

11

このえ産木材利用住宅建築推進事業

内 容／町内の製材所で加工された「このえ産木材」を利用して、住宅の新築・増改築等を行った方に対して購入費の一部を助成します。

対 象／①「このえ産木材」を利用して町内に住宅等の新築もしくは増改築を予定されている方
 ②町税の滞納、その他町に対する債務の不履行がない方（同一世帯を含む）
 ③九重町内の製材所から木材を購入し、木材明細書（製材所の証明）がある方
 ④申請日の属する年度内に、木材の納品等が確認できること
 ※その他条件についてはお問い合わせください

助成内容／〔新築〕200,000円（最大）〔増改築〕100,000円（最大）

手 続 き／事前にお問い合わせください。
 ※着手前にご相談ください。申請書類の提出が必要です。
 ※予算の範囲内での助成となりますので、申請を受けられない場合もあります。

申込み・お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎76-3804

危険なブロック塀等の撤去を検討されている方へ

12

危険ブロック塀等除却事業

内 容／地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保するため道路に面した危険なブロック塀などの撤去を行う方に補助を行っています。

対 象／道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀等でひび割れ又は傾きが認められるもの
 ※ブロック塀等 コンクリートブロック塀、れんが塀、石塀等

助成内容／上記に該当するブロック塀等の撤去に要する費用の2分の1に相当する金額とし、7万円を限度額とします。

手 続 き／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
 ②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

アスベスト（石綿）吹付け材の調査を支援します。

13

アスベスト分析事業

内 容／町民の健康の保護及び安全安心な生活環境の保全促進に役立てるため、吹付けアスベスト等の分析調査費用の全部または一部を補助します。

対 象／吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある町内の民間建築物の吹付建材について建物の所有者または管理者がアスベスト含有の有無に係る調査を実施する費用

助成内容／上記に該当する費用の10/10に相当する金額とし、1棟あたり25万円を限度額とします。

手 続 き／事前にご相談をお願いします。職員が現地確認を行います。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

急傾斜地にお住いのみなさまへ

14

九重町急傾斜地崩壊対策事業

- 内 容**／急傾斜地にある住宅の安全対策。 ※採択基準に該当するもの
- 対 象**／・急傾斜地の高さが 5メートル以上であり、かつ傾斜度が 30 度以上あるもの
 ・保全人家が 1 戸以上 5 戸未満であること
 ・崩壊が発生した場合又は崩壊の恐れがある場所
 ・他に移転適地がないこと
 ・市町村地域防災計画書に危険箇所として記載されていること又は記載されることが確実であること
- 助成内容**／事業費の 10%が関係者負担となります。
 ※ただし、事業費限度額（1,000 万円）を超えた費用は全額関係者負担となります。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
 ②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 管理水道グループ ☎76-3811

土砂災害による不安を解消しませんか？

15

がけ地近接等危険住宅移転事業

- 内 容**／土砂災害特別警戒区域等にある危険住宅に居住されている方で代替住宅への移転及び該当危険住宅の除却を行う方に対して補助を行っています。
- 対 象**／町内で下記の区域内にある現在お住まいの住宅の除却及び移転
 ①土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
 ②建築基準法に基づく災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）
 ③建築基準法に基づく建築制限区域（がけ条例規制区域）
- 助成内容**／危険住宅の除却に要する費用として木造の場合 31,000 円/m²、非木造の場合 44,000 円/m²を限度とします。引越し費用等に関する費用として1戸あたり97.5万円を限度とします。危険住宅に代わる住宅の建設または購入をするために要する資金を金融機関から融資を受けた場合の利息返済額（年利率 8.5%を限度とする）で 1 戸当たり 421 万円を限度とします。
 ※新築される住宅については土砂災害警戒区域外にあり、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- 手 続 き**／事前にご相談をお願いします。あらかじめ計画書等を提出する必要があります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811

リフォームをお考えのみなさまへ

16

木造住宅耐震化促進事業

- 内 容**／大分県と町では、事業の条件を満たした住宅改修等を行う方に補助金を交付しています。リフォーム等お考えの方は、お気軽にご相談ください。
- 対 象**／耐震診断：昭和 56 年 5 月以前に建てられた木造住宅
 耐震改修：耐震診断で評価点が 1.0 未満（倒壊する可能性がある）と診断された住宅で住宅が評点で 1.0 以上となる耐震改修工事
- 助成内容**／耐震診断：耐震診断費用 75,000 円～ 110,000 円を町で補助します。なお、耐震診断の審査を建築士会へ依頼するため、別途 5,500 円手数料が必要となります。
- 耐震改修：①全体耐震改修
 耐震改修工事及び耐震改修関連工事に要する工事費の 2/3 以内で100万円を限度とします。（一定の条件を満たした場合限度額120万円）
 ②段階的改修
 段階的な耐震改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 60 万円を限度とします。
 ③耐震シェルター改修
 耐震シェルター改修工事に要する工事費の 2/3 以内で 30 万円を限度とします。
- 手 続 き**／①事前にご相談をお願いします。相談を受け次第、現地確認を行います。
 ②現地確認の結果で、対象となる場合は申請ができるようになります。

申込み・お問い合わせ 建設課 建築グループ ☎76-3811